

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(定員)

第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は10名とする。

(傍聴の手続等)

第3条 傍聴人は、会議の開催予定時刻までに、会議の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は会議開催予定時刻の30分前から先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審査会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(会場の秩序維持)

第5条 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

2 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年5月23日から施行する。